

全体についての消防計画（作成例）

第1章 総則

第1節 計画の目的及び適用範囲等

（目的）

第1条 この計画は、消防法第8条の2第1項に基づき、〇〇ビル全体の防火管理についての必要な事項を定め、火災の予防及び火災、地震、その他の災害（以下「火災等」という。）による人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この計画に定めた事項については次の者及び部分に適用する。

(1) 〇〇ビル内に勤務し、出入りするすべての者。

▲(2) 〇〇ビルの防火管理上必要な業務（以下「防火管理業務」という。）を受託している者。

（▲は、該当する場合に記載するものである（以下同じ）。）

（管理権原の及ぶ範囲）

第3条 管理権原の及ぶ範囲は、別図1のとおりとする。

なお、各事業所の消防計画においてもその範囲を明記するものとする。

2 各事業所の管理権原者は、防火管理者の実態を把握し、防火管理者に防火管理業務を適切に行わせなければならない。

第2節 管理権原者の責務等

（管理権原者の責務）

第4条 各管理権原者は、この計画を遵守し、建物全体についての安全性を高めるように努め、次の事項について責務を有する。

(1) 管理権原者間の協議により、建物全体の防火管理業務を適正に遂行できる権限と知識を有する者を統括防火管理者に選任（解任）すること。

(2) 統括防火管理者に建物全体についての消防計画の作成その他建物全体についての防火管理業務を行わせること。

(3) 統括防火管理者を選任（解任）した場合、消防機関に届け出ること。

(4) 統括防火管理者の届出等の消防機関との連絡など防火管理上必要な事項を行うとともに、相互に意思の疎通を図り、建物全体の安全性の確保に努めること。

(5) 建物の全体についての防火管理業務の実施体制を確立し、維持すること。

- (6) 火災等が発生した場合、自衛消防活動の全般についての責任を共同して負うこと。
- (7) 火災等発生の情報を受けた場合、自衛消防本部の設置を自衛消防隊長に指示すること。

▲(8) 一部委託した防火管理業務が確実に遵守されるように相互に協力すること。

★ 法令上、統括防火管理者の選任に係る協議の方法は任意であることから、建物全体の防火管理に関する事項について協議を図る場合には、組織や会議等の設置が想定される。

協議会が設置されている場合の例と関係条文を、以下に★印で示す。

★（協議会の設置等）

第5条 ○○ビルの建物全体についての防火管理を行うため、別表1「共同防火管理協議会」の協議会構成員をもって、○○ビル共同防火管理協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会の事務局は、○○株式会社○○○に置くものとし、代表者（以下「会長」という。）及び統括防火管理者の指示のもとで、協議会の事務を行う。

3 協議会の会長は、○○株式会社代表取締役社長 ○○○○○とする。

4 副会長は、△△株式会社取締役社長 ○○○○及び××株式会社取締役社長 ○○○○とする。

5 会長は、各管理権原者と協議して、統括防火管理者として選任（解任）し、消防機関に届け出るものとする。

6 会長は、統括防火管理者に建物全体についての消防計画の作成及び建物全体についての防火管理業務を行わせるものとする。

7 会長は、各管理権原者（以下「協議会構成員」という。）と相互に意思の疎通を図り協議会の円滑な運営に努める。

8 副会長は、会長を補佐し会長が不在の場合は、その職務を代行する。

★（協議会の審議事項等）

第6条 協議会は、建物全体についての防火管理を行うための基本的な次の事項について審議し、決定する。

(1) 協議会の設置及び運用に関すること。

(2) 協議会の代表者の選任に関すること。

(3) 統括防火管理者に付与する建物全体についての防火管理上の権限に関すること。

(4) 建物全体についての消防計画及び建物全体についての防火管理上必要な事項に関すること。

(5) 建物全体についての消防計画と各事業所の消防計画との整合性に関すること。

2 協議会の会議は、定例会及び臨時会とする。

- (1) 定例会は、△月、△月の年2回開催する。
- (2) 臨時会は、会長が必要と認めるときに開催する。
- (3) 会長は、必要に応じて統括防火管理者を参加させるものとする。

▲（防火管理委員会の設置等）

第7条 統括防火管理者は、建物全体についての防火管理業務の効率的な推進を図るため、防火管理委員会を設け、建物全体についての消防計画の作成及び見直し等の調査・研究を行うものとする。

- 2 防火管理委員会の構成は、別表2「防火管理委員会構成表」のとおりとする。
- 3 防火管理委員会は、次の事項について調査・研究するものとする。
 - (1) 防火・避難施設、消防用設備等の点検・維持管理に関すること。
 - (2) 自衛消防の組織の運用体制・装備に関すること。
 - (3) 自衛消防訓練に関すること。
 - (4) 従業員等の教育訓練に関すること。
 - (5) その他防火管理上必要なこと。
- 4 防火管理委員会委員長は、会議を○月と○月に行い、次の場合、臨時に開催する。
 - (1) 社会的影響の大きい災害が発生したとき。
 - (2) 防火管理者などからの報告、提案により必要と認められたとき。
 - (3) 本建物で火災等が発生したとき。
- 5 統括防火管理者は、防火管理委員会の調査研究結果を各管理権原者に報告するとともに、必要に応じて建物全体についての消防計画の見直しを行うものとする。

▲（防火管理業務の委託）

第8条 建物全体についての防火管理業務の一部を委託を受けて行う者（以下「受託者」という。）は、この計画に定めるところにより、管理権原者、統括防火管理者、防火管理者、自衛消防隊長の指示、指揮命令の下に適正に業務を実施する。

- 2 受託者は、受託した建物全体についての防火管理業務について、定期的に統括防火管理者に報告する。
- 3 受託者の建物全体についての防火管理業務の実施範囲及び方法は、別表3「防火管理業務委託状況表」のとおりとする。

第3節 統括防火管理者・防火管理者等の責務等

（統括防火管理者の責務）

第9条 統括防火管理者は、建物全体についての防火管理業務について、次の事項について責務を有する。

- (1) 建物全体についての消防計画の作成又は変更に関すること。

- (2) 建物全体についての消防計画に基づく消火、通報及び避難誘導などの訓練の定期的な実施に関すること。
 - (3) 廊下、階段、避難口、安全区画、防災区画その他の避難施設の維持管理に関すること。
 - (4) 火災等が発生した場合における共同の自衛消防の組織における活動体制に関すること。
 - (5) 火災等の発生時の消防隊に対する必要な情報提供等に関すること。
 - (6) 建物全体についての消防計画の管理権原者への周知に関すること。
 - (7) その他防火管理上必要と認める事項に関すること。
- 2 統括防火管理者は、建物全体についての防火管理上必要な業務を行う場合、各事業所の防火管理者に対して必要な事項を指示することができる。
 - 3 統括防火管理者は、消防機関等に対する全体の消防計画の届出、報告及び防火管理業務に関する記録等の保管をしなければならない。
 - 4 統括防火管理者は、別表4「防火対象物実態把握表」により建物の実態を把握するとともに、各事業所の防火管理者と相互の連絡を保ち建物全体の安全性の確保に努めなければならない。

(防火管理者の責務)

第10条 各事業所の防火管理者は、統括防火管理者の指示、命令を遵守するとともに、次に掲げる防火管理上必要な事項について統括防火管理者に報告する。

- (1) 防火管理者を選任（解任）したとき。
- (2) 消防計画を作成又は変更するとき。
- (3) 統括防火管理者から指示、命令された事項の結果。
- (4) 防火対象物及び消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検を実施するとき。
- (5) 用途及び消防用設備等・特殊消防用設備等を変更するとき。
- (6) 内装の改修などの工事を行うとき。
- (7) 大量の可燃物の搬入・搬出又は危険物及び引火性物品を貯蔵・取扱うとき。
- (8) 臨時に火気を使用するとき。
- (9) 火気を使用する設備器具（以下「火気使用設備器具」という。）又は電気設備の新設、移設、改修等を行うとき。
- (10) 消防計画に定める消防機関への報告及び届出を行うとき。
- (11) 防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥が発見されたとき及びそれらを改修するとき。
- (12) 防火管理業務の一部を委託するとき。
- (13) 催物を開催するとき。
- (14) 消防計画に定めた訓練を実施するとき。

- (15) その他防火管理上必要な事項。
- 2 各事業所の防火管理者は、この計画と整合を図り、事業所ごとに消防計画を作成し、防火管理業務を行う。
- 3 各事業所の防火管理者は、他の防火管理者と相互に連絡を保ち、協力して防火管理業務を推進する。

第2章 火災予防事項

第1節 予防管理

(防火管理状況の把握)

第11条 統括防火管理者は、各事業所の防火管理者等と連携を図り、建物全体の防火管理業務に必要な実態を、別表5「予防管理表」により調査し、全体を把握するものとする。

(点検・検査)

第12条 防火対象物及び消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検は、次による。

(1) 防火対象物の法定点検

ア 防火対象物の法定点検は、共用部分は〇〇の責任により行い、各事業所の占有部分は各事業所の管理権原者の責任により行う。

イ 統括防火管理者及び当該事業所の防火管理者は、法定点検に立ち会う。

(2) 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検

ア 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検は、〇〇の責任により行う。

ただし、事業所が独自に設置した消防用設備等・特殊消防用設備等は、当該設置事業所の責任により行う。

イ 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検は、資格者又は点検設備業者に委託して、〇月と〇月の年2回実施する。

ウ 統括防火管理者及び当該事業所の防火管理者は、法定点検に立ち会う。

2 消防用設備等・特殊消防用設備等及び防火・避難施設等の自主点検は次による。

(1) 消防用設備等・特殊消防用設備等の自主点検

ア 消防用設備等・特殊消防用設備等の自主点検は、〇〇が別表6「消防用設備等自主点検チェック表」(定期)により、定期的な法定点検(6ヶ月ごとに1回)の合間に、概ね2回以上行う。

イ 各事業所の占有部分に設置されている消防用設備等・特殊消防用設備等の自主点検については、各事業所の消防計画に定め行うものとする。

ウ 統括防火管理者は、消防用設備等に特例が適用されている場合の特例適用条件

の適否についても、合わせて実施しなければならない。

(2) 防火・避難施設等の自主検査等

ア 建物、避難施設、防火設備、排煙施設（設備）及び火気使用設備器具等の自主検査は、〇〇が別表7「防火・避難施設等自主検査チェック表」（定期）により定期的に行う。

イ 各事業所の占有部分の自主検査については、各事業所の消防計画に定め行うものとする。

なお、各事業所の自主検査の実施範囲には、各事業所が日常使用する廊下、階段等の避難上必要な施設を含めるものとする。

(不備欠陥箇所の改修)

第13条 防火対象物、消防用設備等・特殊消防用設備等、防火・避難施設等の法定点検・検査及び自主点検・検査を実施した結果、不備欠陥又は改修する事項がある場合、各管理権原者の責任の範囲により、統括防火管理者又は防火管理者が改修計画を策定する。

2 防火対象物、消防用設備等・特殊消防用設備等、防火・避難施設等の法定点検・検査及び自主点検・検査で発見された不備欠陥箇所の改修等は、改修計画に基づき各管理権原者の責任の範囲により行う。

(工事中の安全対策)

第14条 建物内の消防用設備等の改修工事、用途変更等及び催物の開催など不定期に行われる工事等において、関係法令の適合の確認や工事中の火気管理等の確認など防火上の安全対策に関する事項は、建物全体についての消防計画に定める事項を遵守するとともに、共用部分については統括防火管理者、事業所の占有部分については各事業所の防火管理者が工事中の安全対策を策定する。

2 統括防火管理者は、複数の事業所にわたる増築、模様替え等の工事が行われる場合、当該工事を行う各事業所の防火管理者で協議し「工事中の消防計画」を届出させるものとする。

3 統括防火管理者・防火管理者は、各事業所が行う用途変更・間仕切変更・内装等の変更工事等又は催物の開催など不定期に行われる工事等に関し、必要に応じて、工事・催物等の計画内容等の確認や現場確認を行い、関係法令の適合の確認や火気管理等の防火上の確認を行うものとする。

▲ (内装制限等の遵守)

第15条 本建物において改修等で使用する内装材は、関係法令で定める仕様以上としなければならない。

2 本建物内で使用するカーテン、じゅうたん等は、防災物品としなければならない。

(避難経路図の掲示)

第16条 統括防火管理者は、人命の安全を確保するため見やすい場所に、避難経路図を掲示するものとする。

(定員・収容人員の管理)

第17条 統括防火管理者は、本建物内で催物等により、共用部分等において臨時に混雑が予測される場合は、あらかじめ入場制限等の措置を講じるとともに避難経路の確保や避難誘導員の配置等必要な措置を行う。

2 各事業所の防火管理者は、用途区分毎に定められた定員を遵守するとともに、定員を超えるような混雑が予想される場合は、掲示板、案内板、放送等により入場制限を行うものとする。

(休日・夜間等の対応)

第18条 統括防火管理者は、休日・夜間等の建物内の状況を把握し、別表8「休日・夜間等の防火管理体制」の防火管理体制により対応するものとする。

2 各事業所の防火管理者は、消防計画に事業所の休日・夜間等における防火管理体制について定めるとともに、特異事項については、統括防火管理者に報告する。

(関係機関との連携)

第19条 統括防火管理者は、各種報告・届出及び自衛消防訓練等について消防機関等と事前相談等連絡を十分に行い、防火管理業務の適正な遂行に努めるものとする。

(防火管理維持台帳への記録)

第20条 統括防火管理者は、建物全体（各事業所の占有部分を除く）についての防火管理業務の実施結果及び防火管理業務に必要な書類等を取りまとめ、防火管理維持台帳に編冊・整理及び保管しておく。

2 各事業所の管理権原者は、事業所の占有部分の防火管理業務の実施結果及び防火管理業務に必要な書類等を取りまとめて防火管理維持台帳に編冊、整理及び保管しておく。

第2節 出火防止の管理

(出火防止対策)

第21条 建物全体についての火気使用設備機具等、喫煙管理及び放火防止対策など出

火防止業務に関する事項は、この計画に定める対策を遵守するとともに、共用部分については統括防火管理者、事業所の占有部分については各事業所の防火管理者が責任を持って行うものとし、各事業所の消防計画に定めるものとする。

(従業員等の遵守事項)

第22条 本建物内の従業員等が火気を使用する場合及び防火・避難施設に対する遵守事項等については、各事業所の消防計画によるものとする。

(放火防止対策)

第23条 統括防火管理者は、放火防止対策について、各事業所の消防計画に定めるほか、次の対策を推進する。

- (1) 死角となりやすい通路、階段室、洗面所等に可燃物を置かない。
- (2) 物置、ゴミ集積所等の施錠管理を徹底する。
- (3) 階段室、トイレ等死角となる場所の挙動不審者の監視を行う。
- (4) 監視カメラ等による死角の解消及び死角となる場所の不定期的な巡回監視を行う。
- (5) 夜間通用口における入館者チェックを徹底する。

(危険物品等の管理)

第24条 本建物内へは、原則として危険物品の持ち込みを禁止とする。

ただし、本建物内への持ち込みが禁止されている危険物品の使用が申請等により認められた場合は、次の事項を遵守し、安全管理を行うものとする。

- (1) 危険物を貯蔵し又は取り扱う場所においては、火気を使用しないこと。
- (2) 危険物を貯蔵し又は取り扱う場所においては、常に整理・清掃を行うとともに、みだりに不必要なものを置かないこと。
- (3) 危険物がもれ、あふれ又は飛散しないようにすること。
- (4) 指定可燃物及び高圧ガス等の危険物品等については、それぞれの関係法令に基づき、貯蔵、取扱うこと。
- (5) 定期的に点検し、その結果を記録保存し安全管理に活用すること。

第3節 避難施設等の管理

(防火・避難施設等に対する管理及び遵守事項)

第25条 統括防火管理者は、避難施設及び防火施設の機能を有効に保持するため、次の事項を徹底する。

- (1) 避難通路、避難口、廊下、階段その他の避難施設
ア 避難の障害となる設備を設け又は物品を置かないこと。

- イ 床面は避難に際し、つまずき、すべり等を生じないように維持管理すること。
- ウ 避難口等に設ける扉は、容易に解錠し開放できるものとし、開放した場合は廊下、階段等の幅員を有効に保持すること。
- (2) 火災の延焼を防止するための防火設備
 - ア 防火戸や防火シャッターは、常時閉鎖できるようにその機能を有効に保持し閉鎖の障害となる物品を置かないこと。
なお、防火戸や防火シャッターの開閉位置と他の部分とを色別しておくこと。
 - イ 防火戸や防火シャッターに近接して延焼の媒体となる可燃性物品を置かないこと。
- 2 各事業所の廊下、階段、避難口、避難通路、安全区画及び防煙区画の確保など避難上必要な施設等の維持管理に関する事項は、各事業所の消防計画に定めるものとする。
- 3 各事業所の防火管理者は、避難施設、防火設備の役割を従業員等に十分認識させるとともに、定期的に点検、検査を実施し、施設、設備の機能確保に努めるものとする。

第3章 災害活動事項

第1節 自衛消防の組織の編成と任務

(自衛消防の組織の編成等)

- 第26条 火災等による人的又は物的な被害を最小限に止めるため、自衛消防の組織の本部を防災センター等に設置し、活動拠点とするとともに、建物全体についての共同の自衛消防の組織を編成する。
- 2 自衛消防の組織は、自衛消防隊長が統括指揮する。
 - 3 自衛消防の組織には、本部隊及び地区隊を編成するものとする。
 - 4 本部隊には、指揮班、通報連絡(情報)班、初期消火班、避難誘導班等を置き各班には班長を置く。各班に必要な人員は各事業所が分担する。
 - 5 地区隊は、各事業所の自衛消防の組織を持って編成し、その組織及び任務は、各事業所の消防計画に定める。
 - 6 自衛消防隊長は、情報の収集及び地区隊長の報告等により、自衛消防活動の開始を決定する。
 - 7 自衛消防隊長は、消防機関が到着したときには、自衛消防の組織の活動状況、被災状況の情報等を提供するとともに消防機関の協力を行うものとする。
 - 8 自衛消防の組織には、自衛消防隊長が不在時の任務の代行者(以下「自衛消防隊長の代行者」という)を定める。
 - 9 自衛消防の組織の編成及び主たる任務は、別表9「自衛消防の組織の編成表」のとおりとする。

▲（自衛消防の組織の活動範囲）

第27条 自衛消防の組織の活動範囲は、原則として〇〇ビル全体とする。

- 2 隣接する建物等からの火災により本建物に延焼の危険がある場合は、本建物に設置されている消防用設備等・特殊消防用設備等を有効に活用できる範囲内において、自衛消防隊長の判断に基づき活動する。

（本部隊の任務）

第28条 本部隊は、火災発生時における初動対応及び全体の統制を行うものとする。

- 2 本部隊の各班は、別表9の任務に基づき活動を行うものとする。
- 3 自衛消防隊長は、地区隊長が不在となった区域で火災等が発生した場合、現場に駆け付ける現場員のうち1名を指揮担当に指定し、その他の現場員の活動指揮にあたらせる。
- 4 現場員は、隊長が不在となった区域で火災等が発生した場合、指揮担当の指揮下で、情報収集、初期消火、避難誘導等の任務にあたる。

（地区隊の任務）

第29条 地区隊は、当該地区隊の管理する区域内の火災等においては、当該地区隊長の指揮のもとに別表9に定める地区隊の任務を行うものとし、その活動は、各事業所の消防計画に定める。

- 2 火災等発生場所を管理する当該地区隊以外の地区隊の活動は、自衛消防隊長の命令により行うものとする。

（自衛消防の組織の体制）

第30条 自衛消防隊長は、自衛消防の組織を勤務体制の変動に合わせ、柔軟に編成替えを行うとともに、従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

自衛消防隊長は、自衛消防の組織の基本編成による活動では困難と認められる場合は、本部隊・地区隊の各班の人員を増強又は移動するなどの対応により、効果的な自衛消防活動を行うものとする。

- 2 休日・夜間等における自衛消防活動体制は、別表8によるものとし、火災等が発生した場合は、次の措置を行うものとする。
 - (1) 火災を覚知した場合は、直ちに消防機関に通報後、初期消火活動を行うとともに、建物内残留者等に火災の発生を知らせ、自衛消防隊長（統括防火管理者）、各事業所の防火管理者等関係者に、別に定める緊急連絡網により連絡する。
 - (2) 消防隊に対しては、火災発見の状況、延焼状況等の情報及び資料等を提供するとともに、火災現場への誘導を行う。

(自衛消防の組織の装備)

第31条 自衛消防活動要員等に必要な装備品等は、別表10「自衛消防活動等装備品リスト」に定める。

2 本部隊の装備品は、防災センター等に保管し、必要な点検を行い、常時使用できる状態に維持管理するものとする。

3 地区隊の装備品は、各事業所の消防計画に定める。

第2節 火災時の活動

(火災発見時の措置)

第32条 火災の発見者は、消防機関(119番)への通報及び防災センターに出火の場所、状況等を速報するとともに、周辺に火災を知らせるものとする。

2 防災センター等の勤務員は、火災を確認後、直ちに消防機関(119番)へ通報するとともに、自衛消防隊長に報告し、必要により放送設備等により周知する。

(通報連絡)

第33条 本部隊の通報連絡(情報)班は、次の活動を行うものとする。

- (1) 現場確認者等から火災の連絡を受けた時は、直ちに119番通報する。
- (2) 火災発生確認後、避難が必要な階の在館者への避難の放送を行う。
- (3) 自衛消防隊長、地区隊長及び関係者への火災発生の連絡を行う。
- (4) 避難が必要な階以外の階への火災発生及び延焼状況の連絡を行う。
- (5) 情報収集内容の記録

2 地区隊の通報連絡(情報)担当は、次の活動を行うものとする。

- (1) 出火場所、火災規模、燃えているもの、延焼危険の確認
- (2) 逃げ遅れ者、負傷者の有無及び状況の確認
- (3) 消火活動状況、活動人員の確認
- (4) 防火区画形成状況の確認
- (5) 危険物品等の有無の確認
- (6) 前(1)~(5)の情報の自衛消防隊長及び地区隊長への報告
- (7) 情報収集内容の記録

(消火活動)

第34条 本部隊の初期消火班は、地区隊と協力し、消火器又は屋内消火栓設備を活用して初期消火を行うとともに防火戸、防火シャッター等を閉鎖し、火災の拡大防止にあたる。

2 地区隊の消火活動は、初動措置に主眼をおき活動する。

なお、自己地区隊の担当区域外で発生した場合には、臨機の措置を行うとともに、自衛消防隊長の指示により行動するものとする。

(避難誘導)

第35条 本部隊の避難誘導班は、地区隊と協力し出火階及びその直上階（出火階が1階又は地下階の場合は、1階及び地下階）を優先して避難誘導するものとする。

2 エレベーター・エスカレーターによる避難は原則として行わないものとする。

3 避難誘導班は、非常口、特別避難階段附室前及び行き止まり通路等に部署する。

また、忘れ物等のため、再び入る者のないように万全を期するものとする。

4 避難誘導の開始の指示命令は、自衛消防隊長が出火場所、火災の程度、消火活動状況等を総合的に、かつ、短時間のうちに判断し責任を持って行うものとする。

5 避難誘導にあたっては、携帯拡声器、懐中電灯、警笛、ロープ等を活用して避難者に避難方向や火災の状況を知らせ、混乱の防止に留意し避難させなければならない。

また、聴覚障害者、外国人については、担当者を指定して避難させるものとする。

6 避難放送にあたっては、早口をさげ落ち着いた口調で、同一内容を2回程度繰り返して行い、パニック防止に努めるものとする。

7 負傷者及び逃げ遅れ者等について情報を得たときは、直ちに自衛消防本部（防災センター等）に連絡しなければならない。

8 避難終了後、人員点呼を行い、逃げ遅れた者の有無を確認し、自衛消防本部（防災センター等）に報告するものとする。

9 地区隊の避難誘導担当は、担当地区の避難者に対し、前各項に従い、誘導にあたるものとする。

▲（安全防護）

第36条 本部隊・地区隊の安全防護班は、火災が発生した場合、相互に協力して排煙設備の操作を行うとともに防火戸、防火シャッター、防火ダンパー等の閉鎖を行うものとする。

2 出火階の防火戸及び防火シャッターは、他の階に優先して閉鎖するものとする。

3 自動閉鎖式の防火戸であっても、自動閉鎖を待つことなく、手で閉鎖するものとする。

4 空調設備は、空調ダクトに火・煙が流入し、煙の拡散等危険性が拡大するので、原則として停止させることとする。

5 危険物等消火活動に支障となる物件が、火災発生の現場の近くにある場合は、できるだけ早く除去するものとする。

6 エレベーター及びエスカレーターは、昇降路が煙道となる危険があるため、原則と

して停止するものとする。

7 消火活動終了後は、スプリンクラー制御弁を停止し、水損防止を行うものとする。

▲（救出救護）

第37条 本部隊の応急救護班は、救護所を消防隊の活動の支障のない安全な場所に設置するものとする。

2 本部隊・地区隊の応急救護班は、相互に協力して負傷者の応急手当を行い、救急隊と連絡を取り、病院に搬送できるように適切な対応を行うものとする。

3 応急救護班は、負傷者の所属する事業所名、氏名、年齢及び負傷箇所等必要な事項を記録するものとする。

4 応急救護班は、逃げ遅れた者の情報を得た場合は、現場に急行し、特別避難階段付室等安全な場所へ救出するものとする。

（消防機関への情報提供等）

第38条 本部隊は、消防機関の活動が効果的に行われるよう、次の情報提供等を行うものとする。

(1) 自衛消防の組織の活動状況

(2) 消防隊の進入路及び特殊車等の停車位置の確保

(3) 火災現場への誘導

(4) 出火場所、延焼範囲、逃げ遅れ者の有無、避難誘導状況、消防活動上支障となるものの有無などの情報の提供

(5) 自衛消防隊本部等の設置場所

第3節 地震時の活動

（発生時の初期対応）

第39条 地震発生時は、身の安全を確保し、揺れがおさまった後、自衛消防隊長は、建物全体の被害状況を把握し、館内放送等により在館者等に情報を提供する。

2 地区隊長は、被害の状況や火気使用設備器具などの点検結果を自衛消防隊長に報告する。

3 初期情報の収集と管理

(1) 自衛消防本部（防災センター等）は、被害状況等の情報を一元化し収集・管理する。

▲(2) 防災センター等の勤務員は、気象庁の地震情報、津波情報及び緊急地震速報等の情報収集を行う。

4 出火防止

- (1) 火気使用設備器具の直近にいる者は揺れを感じたとき又は大きな揺れがおさまった後、電源や燃料バルブ、ガスの元栓を遮断する。
- (2) 二次被害の発生を防止するため、火気使用設備器具、危険物施設等について点検を実施し、出火防止に努める。

▲（緊急地震速報受診時の対応）

第40条 防災センター等の勤務員は、緊急地震速報を受信した場合は、次の活動を行うとともに統括防火管理者（自衛消防隊長）に報告する。

- (1) 避難口等及び防火戸等の電気錠を解錠し、避難経路を確保する。
- (2) 人命の安全、被害の軽減及びパニックの発生防止のための在館者への緊急地震速報発表の放送等を行う。
- (3) 火気使用設備器具の担当者は、出火防止のため電源や燃料バルブ、ガスの元栓を遮断する。

▲（地震による出火防止への対応）

第41条 地震発生後の出火防止対策等は次によるものとする。

- (1) 地区隊長は、担当区域内の出火危険箇所初期消火担当を派遣し、早期発見・消火を行う。
- (2) 複数の出火箇所がある場合の消火活動は、避難経路となる場所を優先して行う。

（避難誘導）

第42条 自衛消防隊長は、地震が発生した場合、本建物の被害状況等に応じ、避難開始の指示を判断する。

（避難上の留意事項）

第43条 自衛消防隊長は、地震時の避難については、次によるものとする。

- (1) 避難誘導班へ指示し、在館者を所定の場所へ避難させる。
- (2) 収容物等に挟まれた人又は閉じ込められた人がある場合は、救出救護活動を指示する。
- (3) 防災関係機関から避難命令があった場合は、速やかに避難誘導を行うことを指示する。

▲（帰宅困難者対策）

第44条 帰宅困難者となるおそれのある当該建物内の関係者等に対する支援の確保及び情報の提供等については、本計画に定めるほか各事業所の消防計画に定めるものとする。

第4節 警戒宣言等が発せられた場合の対策

(警戒宣言等の対応)

第45条 統括防火管理者は、警戒宣言等の発令が出された場合は、次の事項について必要な指示・命令を行う。

- 1 各管理権原者への伝達
- 2 自衛消防の組織に対する指示
- 3 本建物内の在館者への伝達
- 4 火気等の使用に関する留意事項の伝達
- 5 各事業所で実施する被害防止措置
 - (1) 窓ガラス等の落下・散乱防止措置
 - (2) 照明器具等の落下防止と固定
 - (3) 事業所内の事務機器等の落下・転倒・移動防止装置
 - (4) 工事及び高所作業を行う者への工事資機材等の転倒・落下・移動防止等の安全措置
- 6 警戒宣言等に関する情報の収集
- 7 その他必要な事項

第4章 教育訓練

第1節 教育

(各管理権原者の取組み)

第46条 各管理権原者は、自らの防火管理に関する知識と認識を高めるため、防火に関するセミナー、建物全体で実施する講演会、自衛消防訓練等に参加し、各管理権原者との情報交換等を行い建物全体の安全・安心の確保に努めるものとする。

- 2 各管理権原者は、事業所の防火管理者等及びその他の防火業務に従事する者の防火教育について計画的に実施し、防火意識と行動力の向上を図るものとする。

(防火管理者の教育)

第47条 統括防火管理者及び各事業所の防火管理者は、消防機関等が開催する各種講習会や研究会に参加し防火管理に関する知識・技術の向上に努める。

- 2 統括防火管理者は、各事業所の防火管理者等の防火意識の高揚のための講習会及び研修会等を行う。

(従業員の教育)

第48条 各事業所の従業員等に対する防火に関する教育は、各事業所の消防計画に定める。

第2節 訓練の実施

(従業員等の訓練)

第49条 統括防火管理者は、各事業所の従業員等を対象とし、火災等が発生した場合、迅速かつ的確な所定の行動ができるよう、次により訓練を定期的実施するものとする。

1 総合訓練

2 部分訓練

(1) 通報訓練

(2) 消火訓練

(3) 避難訓練

▲(4) その他安全防護訓練、救出救護訓練

3 その他の訓練

(1) 建物平面図、配置図、設備図等を活用し、災害を想定した図上訓練

(2) 自衛消防活動に供する設備機器及び装備等の取扱訓練

4 訓練の実施時期等

訓練の種別	実施時期	備考
総合訓練	○月・○月	・ 通報、消火、避難の訓練の要素を取り入れた総合訓練を実施する ・ 地震を想定した訓練も合わせて実施する。
部分訓練等	○月・○月	必要に応じ実施する。

・ 訓練は、訓練指導者を指定して実施するものとする。

・ 訓練参加者は、自衛消防の組織を含む全ての従業員とする。

(訓練時の安全対策)

第50条 統括防火管理者は、訓練時における訓練参加者の事故防止を図るため、訓練実施前、訓練実施中、訓練実施後安全管理を実施するものとする。

(自衛消防訓練実施結果の検討)

第51条 統括防火管理者は、自衛消防訓練終了後直ちに訓練結果について検討会を開催する。

なお、検討会には、原則として訓練に参加した者が出席するものとする。

2 統括防火管理者は、別表11「自衛消防訓練実施結果記録書」に記録し、以後の訓

練に反映させるものとする。

3 統括防火管理者は、訓練検討結果を基に防火管理委員会に報告するものとする。

(自衛消防訓練の通知)

第52条 統括防火管理者は、自衛消防訓練を実施しようとするときは、あらかじめ所轄消防署へ通報するものとし、実施日時、訓練内容等について事業所の防火管理者等に周知徹底する。

雑 則

(経費の分担)

第53条 この計画に定める事業を行うときは、その都度協議し、経費の分担を定める。

附 則

この計画は、平成 年 月 日から施行する。

